

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○行政書士法施行細則等の一部を改正する規則(二八・総務課).....	1
○災害救助法施行細則及び秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(二九・総合防災課).....	1
○秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(三〇・自然保護課).....	1

規 則

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十八号

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則

(行政書士法施行細則の一部改正)

第一条 行政書士法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「立入検査票」を「立入検査票(第2条関係)」に改め、同様式裏面中「監査官」を「監査員」に改める。(秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部改正)

第二条 秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成十九年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名中「事務吏員」を「職員」に改める。
本則中「事務吏員」を「職員」に改める。
(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第三条 歯科技工士法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号表面中「監査官」を「監査員」に改め、同様式裏面中「第27条 都道府県知事は、必要」を「第27条の徴収及び立入検査」及び「第27条 都道府県知事は、必要」及び「当該職員」を「当該職員」に改める。

(主要農作物種子法施行細則の一部改正)

第四条 主要農作物種子法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号及び第三号中「技術吏員」を「職員」に改める。

様式第二号裏面中「第4条 指定」を「第4条 指定」に、「当該技術吏員」を「当該職員」に、「監査」を「監査」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則及び秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十九号

災害救助法施行細則及び秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

(災害救助法施行細則の一部改正)

第一条 災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号(中)「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。(秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三十二号中「電話」を「電話専用」に、「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十号

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八号中「こと。」を「こと」に、「含む。」を「含む。」に改め、同条第十二号中「(塊状択伐を除く。))」を削り、「こと」の下に「(塊状択伐を除く。))」を加え、同条第二十九号の二十八中「免許」を「許可」に改め、同条第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われ、及び当該催しに関し地方公共団体が作成する次の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。))。

- (一) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- (二) 風致の維持のために行われる措置の内容
- (三) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- (四) 工作物の新築等に着手する十五日前までにその概要を知事に通知する旨

第二十条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁

面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われ、及び当該催しに関し地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

(一) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

(二) 風景の維持のために行われる措置の内容

(三) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

(四) 工作物の新築等に着手する十五日前までにその概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄